

青森
県
ツキノワグマ
出没対応マニュアル



青森県環境生活部自然保護課



I はじめに

近年ツキノワグマの分布域は拡大しており、人里での目撃や人身被害が発生しています。

ツキノワグマは本来、臆病でおとなしい動物です。しかし、突発的に出会つたりすると人を攻撃することがあります。

このマニュアルでは、クマの生態・生活・行動の他、クマの被害に遭わないための注意事項やクマが市街地等に出没した際の対応についてご紹介します。



II ツキノワグマの特徴

視覚

接近しないと気が付かない

聴覚

高音に敏感
低音に鈍感

嗅覚

犬並みに鋭い

鋭い爪

爪が立てば垂直の壁も登る

走力
60 km/h

和名：ニホンツキノワグマ

(*Ursus thibetanus japonicus*)

特徴：全身黒色で胸の白い三日月模様が特徴だが、成獣では、三日月模様が目立たなくなる個体も多い。

頭胴長110～130cm

体高50～60cm

体重40～130kg

(オス平均70kg、メス平均60kg)

生態：植物食傾向の強い雑食で、春は各種の草本・木本の新芽や花、夏は各種草本、タケノコ、液果、秋はブナやナラ類の堅果（ドングリ類）が重要な食物である。

昼夜を問わず活動と休憩を繰り返すが、人里に出没するときは夜間が多い。交尾期は5～7月だが、受精後の胚は着床遅延※がみられる。

出産は隔年で秋の栄養状態により、0～3子まで変動する。

日高敏隆.『日本動物大百科1 哺乳類Ⅰ』.平凡社.1996
米田和彦.『生かして防ぐクマの害』.農文協.1998

青森県.『青森県の希少な野生生物』.青森県.2020

※受精卵が発育を休止し、子宮内膜に着床しない（妊娠しない）生理現象。受精後のメスの栄養状態で妊娠が決定される仕組み。

III ツキノワグマの四季

春

— Spring —

冬眠から目覚めると、樹木の新芽、フキノトウ、ミズ、アザミなどの山菜を求め、よく動き回ります。春の山菜取りシーズンと重なるので要注意！

夏

— Summer —

繁殖期にあたり、オスがメスを求める行動圏を広げます。山の食べ物がやや乏しくなるので、クマ剥ぎや農作物被害が起きやすい時期です。

冬

— Winter —

12月から翌4月頃まで冬眠します。秋に十分に栄養をとれたメスは、冬眠中に1～3頭の子グマを出産します。

秋

— Autumn —

冬眠に備え、ブナやコナラ等の堅果（ドングリ類）、サルナシなどの果実類を求める行動が活発になります。キノコ狩りシーズンと重なるので要注意！

IV ツキノワグマの分布

ヒマラヤの南側山麓部から東南アジア北部、中国東北部、ロシア北部、台湾、海南島、日本に分布しています。

国内では、本州、四国のブナ林を中心に生息しています。九州では絶滅した可能性が高く、四国でも絶滅が危惧されています。

県内では、低地の市街地や水田・畑作地帯を除く山地一帯が生息・行動域となっています。

下北半島に生息する個体群は環境省のレッドリスト2022において、絶滅のおそれのある地域個体群に指定されています。

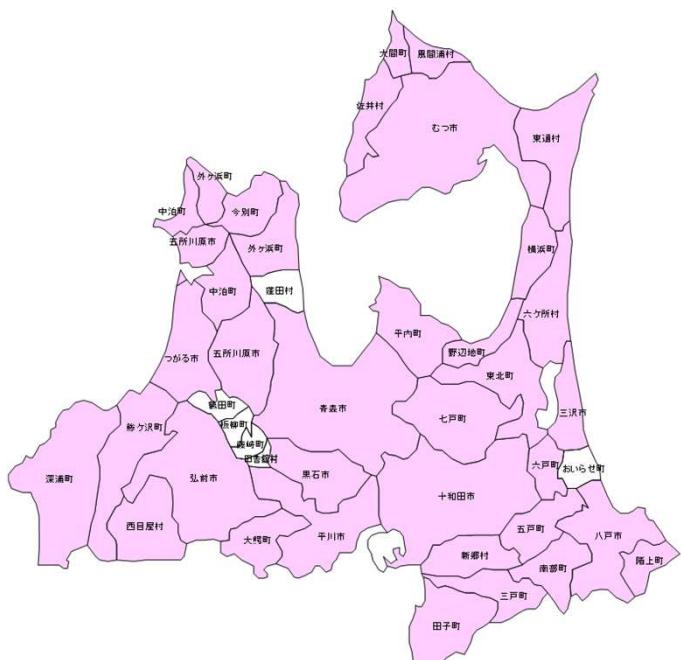


図 ツキノワグマの目撃情報のある市町村

平成30年度～令和4年度の5年間で、蓬田村、鶴田町、おいらせ町を除く36市町村で目撃されています。

※森林を有しない板柳町、藤崎町、田舎館村は除外



V 人身被害の防止

クマに出会わないとために

クマは本来、人を避ける動物ですが、人とばったり出会うと自身や子グマを守るために、攻撃を加えることがあります。

クマによる事故を防ぐためには、まずはクマの生態を理解し、出会わないようにすることが重要です。山に入る時などは、以下に注意しましょう。

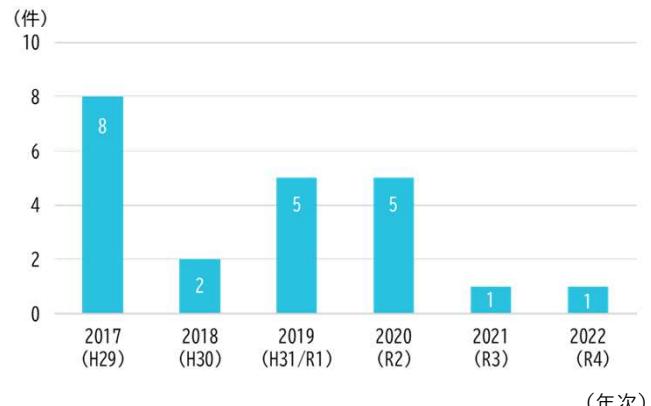


図 県内における人身被害件数

■ 目撃・出没情報を確認する

山に入る前にその地域のクマの目撃情報等を新聞や県のホームページで確認しましょう。

■ 足跡や糞などの痕跡に注意する

クマの足跡や糞などの痕跡があれば、近くにクマがいる可能性がありますので、その先に立ち入らないようにしましょう。

■ クマがよく活動する時間帯を避ける

クマは夕方や早朝に活動が活発になると言われていますので、この時間帯は特に注意しましょう。

■ 音を出しながら歩く

クマは耳が非常にいいので、クマ鈴やラジオといった音の出るものを持ち、クマに人間の存在を知らせましょう。雨の日や沢沿いはこちらの音がクマに伝わりにくいので注意が必要です。



クマに出会ってしまったたら

クマがこちらに気づいていない場合は、静かにその場を立ち去りましょう。子グマのそばには必ず親グマがあるので、子グマには決して近づいてはいけません。

クマがこちらに近づいてきたらクマの動きに注意しながら、ゆっくり後退してください。走って逃げたり、大声、石投げはクマを刺激する行為なのでやめましょう。

クマ撃退スプレー



強力な唐辛子スプレーで、クマの目や鼻をめがけて噴射する。至近距離の防御に有効。



VI 農作物被害の防止

クマを誘引しないために

農作物をクマの被害から守るために、農耕地に接近させないこと、農作物の味を覚えさせないことが重要です。

クマは嗅覚が優れているため、放置された廃棄農作物や放棄果樹、残飯などは、強力にクマを誘引してしまいますので、放置せず、適切に処理しましょう。



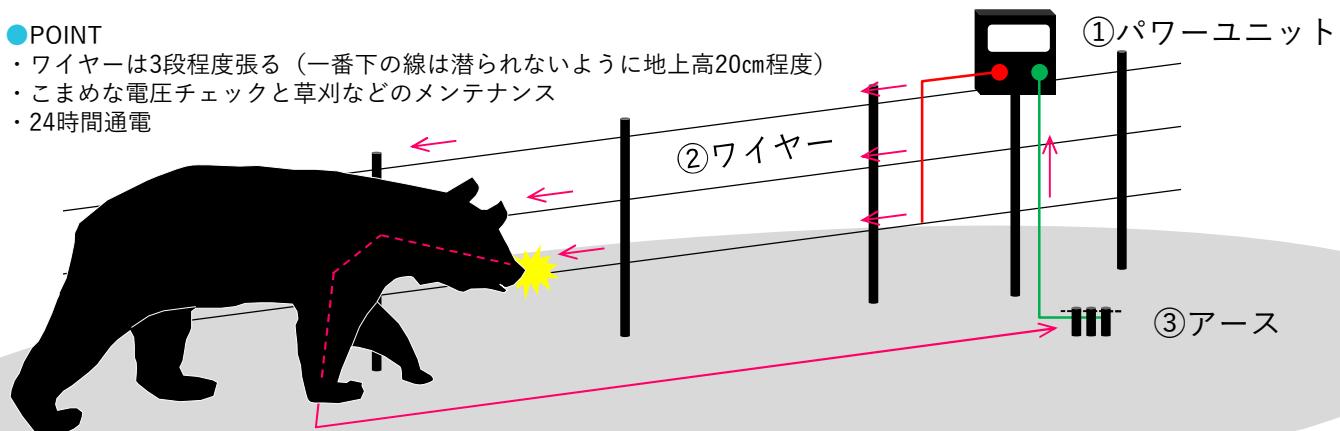
図 県内における農作物被害額・面積

電気柵の設置

電気柵とは、電気パルスを流したワイヤーによる柵です。電気柵は、正しく設置し、適切に管理すればクマに対して非常に高い防除効果を発揮します。

POINT

- ・ワイヤーは3段程度張る（一番下の線は潜られないように地上高20cm程度）
- ・こまめな電圧チェックと草刈などのメンテナンス
- ・24時間通電



ワイヤーには、①パワーユニットから電気が流れています。クマの鼻先が②ワイヤーに触れるとクマの体を伝って、地面に電気が流れます。その電気を③アースが回収することで、電気の回路が成立します。（地面を通じてクマとアースの間で電流が流れることで感電します。）

環境整備(緩衝帯の設置)

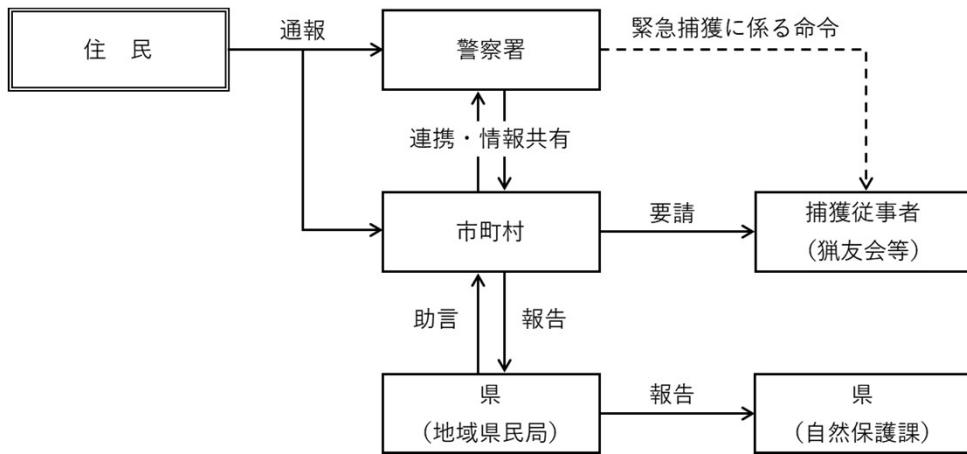
クマは基本的に人を避け、藪などに身を隠しながら行動しています。そのため、集落と森林の間が茂っていたりすると身を隠したまま人里に接近してしまいます。

畑周辺の藪の刈払い、森林の間伐・除伐・下刈り、耕作放棄地などの整備によって、見通しのよい環境を整備することが、人との軋轢を減らすうえで重要なポイントです。



VII 出没時の対応

住民などからクマの目撃情報や被害情報等が寄せられた場合、県、市町村等は、以下の対応フローにより対策を実施します。



- 警察署
 - ・現場のパトロール
 - ・住民への注意喚起
 - ・緊急捕獲に係る命令
 - ・安全確保 等
- 市町村
 - ・現地調査
 - ・対策協議
 - ・住民への注意喚起
 - ・捕獲従事者に対する捕獲許可の付与 等
- 捕獲従事者
 - ・現場対応（追い払い・緊急捕獲）
 - ・パトロール 等

緊急捕獲について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条により、日出前及び日没後並びに住居集合地域等における銃猟は禁止されているが、クマの住宅街への出没により現実的・具体的に危険が生じ、特に急を要する場合は、警察官職務執行法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全を確保するための措置として、警察官がハンターに対し、猟銃を使用して住宅街に現れたクマを駆除するように命じることができる。また、警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態においては、当該ハンターの判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置としてクマを猟銃を使用して駆除することも行い得る。ただし、この場合でも、周辺住民の避難、交通規制等の措置により周囲の安全を確保する必要があり、猟銃の発射により周囲に被害を与える可能性がある場合は、猟銃を使用してはならない。

VIII 参考情報

■環境省ホームページ

クマに関する各種情報・取組が掲載されています。

<<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>>

■青森県環境生活部自然保護課ホームページ

県内のクマ目撃情報マップなどを公開しています。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/kuma_cyuui.html>

■青森県農林水産部食の安全・安心推進課ホームページ

県内における野生鳥獣による農作物の被害状況を公開しています。

<<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/Wild-Animals-Damage.html>>



IX クマに関する相談・連絡先

クマを目撃した時や被害でお困りの際は、最寄りの市町村、警察署に御連絡ください。その他のお問合せについては、下記の地域県民局又は自然保護課に御連絡ください。

| 機関名 | 住所 | 電話番号 |
|----------------------|--|--------------|
| 東青地域県民局地域農林水産部 林業振興課 | 〒030-0861 青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6階 | 017-734-9962 |
| 中南地域県民局地域農林水産部 林業振興課 | 〒036-8345 弘前市大字蔵主4 | 0172-33-3857 |
| 三八地域県民局地域農林水産部 林業振興課 | 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 | 0178-23-3595 |
| 西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課 | 〒038-2761 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸384-37 | 0173-72-6613 |
| 上北地域県民局地域農林水産部 林業振興課 | 〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 | 0176-24-3379 |
| 下北地域県民局地域農林水産部 林業振興課 | 〒030-8570 むつ市中央一丁目1-1 | 0175-23-6855 |

青森県 環境生活部 自然保護課

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1 ☎ 017-734-9257

2023年3月